

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、施設利用のガイドラインを次のように設定する。

1、適切な感染防止対策の徹底

(1) 感染防止対策の周知について

- 施設入口、施設内に感染防止への協力を求めた掲示を行う。
- ホームページにて感染防止への協力を求めた文書を掲載する。

(2) 利用者の体調確認方法について

一般利用者・団体利用者共に体調不良の者については入場・利用を禁止する。

【一般利用者】

- 事務所受付、チケット販売所、入口ゲートで体調管理を求める掲示を行う。
- 事務所受付、入口ゲートで体調確認・検温確認についてスタッフによる声掛けをする。状況に応じて検温を実施する。

【団体利用者】

- 利用予約時に利用当日の検温と利用数日前からの体調管理の徹底を伝える。状況により来場時に参加者全員の連絡先・健康状態（検温確認）を記した名簿の提出をお願いする。
- 利用当日には、事務所受付・入口ゲートで施設スタッフから団体責任者に対し口頭で参加者の体調確認・検温確認を行うとともに、未検温者には利用前に検温を実施するよう依頼する。
- 口頭による利用者への体調確認・検温確認後に異常がなければ、利用者から提出された申請書に確認済みのチェックを入れる。

(3) 体調不良者がいた場合の対応について

- 体調不良者は利用を中止していただく。状況に応じて名前・連絡先等の提出をお願いする。

(4) 人数制限や利用時間制限などの運用方法について

- 『三重県指針』最新版「4 イベントにおける感染予防策」に沿って運用する。
- 参加人数にかかわらず「三つの『密』」が発生しない席の配置や、人と人との距離の確保、マスクの着用等基本的な感染防止対策を講じるよう依頼する。
- 団体利用の責任者には参加者全員の名前・連絡先の把握をお願いする。

(5) 換気や消毒の場所、方法、タイミングについて

- 会議室・控室等の利用にあたり送風機・大型扇風機を設置し換気をするとともに、利用者による定期的な換気（1時間毎）を依頼する。
- 屋内施設・会議室・控室等について密集が懸念される場合は原則利用禁止とする。なお、三密の防止対策が可能な場合は、滞在時間の短縮・制限を条件に利用を許可する。
- 会議室・控室・更衣室等の利用後にはドアノブ・手すり・スイッチなどの消毒を行う。トレーニング室については、利用後にマシーン等の消毒も行う。
- 各施設の入口、トイレ、会議室等不特定多数の利用が考えられる場所に手指消毒用アルコールを設置し手指消毒を推奨する。

(6) 施設スタッフの感染防止対応・対策について

- 出勤前の検温、マスクの着用、手指消毒を遂行する。
- 管理事務所・使用している部屋等の換気（窓や出入口の開放）を行う。
- 定期的にドアノブ、手すり、スイッチ等を消毒する。
- 受付口に透明の防護用仕切りを設置する。